明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五七）　二
○刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二五八）　二
〔告　示〕
○住居表示を実施した件（総務二六六）　二
○無線機器型式検定の合格者の名称の変更の件（同二六七）　五
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件（文部科学六九～八四）　八
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（同八五～九三）　八
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産九〇三）　九
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十六条に基づく業務の一部を休止する届出があった件（経済産業・環境八）　三
○水先人に免許を与えた件（国土交通八五七）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一八〇）　三
○道路に関する件（九州地方整備局一一九）　三
○民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所を告示する件（最高裁三）　三
〔人事異動〕
内閣　復興庁　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（中国地方整備局）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（法務省）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年一二月一日とすることとした。

◇刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二五八号）（法務省）

一　関係政令の整備

土地区画整理法施行令、国際受刑者移送法施行令及び更生保護法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

二　法務省組織令の一部改正

保護局観察課の所掌事務を変更することとした。（第四条関係）

三　附則

1　所要の経過措置について規定することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年一二月一日）から施行することとした。